

「健康しが」活動創出支援事業にかかる質問回答（補助対象者）

No.	カテゴリ	質問内容	回答	備考
1	補助対象者	補助金申請時点で「健康しが」共創会議参画団体に応募していることが必要ですか？	応募申込時点で「健康しが」共創会議に参画している必要はありません。	
2	補助対象者	滋賀県外で活動している団体でも申請資格はありますか？	事業対象者が滋賀県内であれば、活動団体が県外の団体でも問題ありません。	
3	補助対象者	個人事業主でも応募できますか？	個人での応募はできません。ただし、任意団体であれば応募いただけます。	
4	補助対象者	営利団体も参加可能か。	対象になります。	
5	補助対象者	非営利型一般社団法人は対象となるか。	対象になります。	
6	補助対象者	これから開業を予定している者でも応募可能か。	補助対象は団体としており、法人格の有無は関係ありません。	
7	補助対象者	任意団体は何人必要ですか？	人数の制限はございません。	
8	補助対象者	補助事業の推進に当たって、補助金申請時点で「健康しが」共創会議に参画している団体との連携が必須となりますか？	連携先の団体が必ずしも「健康しが」共創会議の参画団体である必要はありません。	
9	補助対象者	NPOが主体となって他団体と実行委員会を構成する場合、主体となるNPOか実行委員会かどちらの名義で申請すればよいか。	新たな取組を中心となって実施する団体で申請してください。	
10	補助対象者	大学生が経営している法人は、大学生枠として申請したらよいか。	申請時点で大学生枠か一般枠かの区別はありません。事業内容などから審査の段階で判断します。	
11	補助対象者	大学生主体の団体枠という定義はNPOにもあてはまりますか？	大学生枠については、活動主体が学生かどうかで判断しますので、NPO法人であっても、学生が主体的に取り組んでいれば対象になります。	
12	補助対象者	自団体には大学生が多く関わっているが、大学生チームとして自団体から応募することは可能か。それとも大学から応募すべきか。	助成金の応募は、「事業の実施主体」の団体から提出してください。 「大学生枠」に該当するかどうかは、提出のあった応募書類の内容から、判断します。このため、「大学生枠」として「大学」から応募する必要はありません。実施主体の団体で、学生が主体となって活動しているかどうかで判断します。	
13	補助対象者	大学が何校が集まって応募する場合は、1団体として応募するのか。取組のために新たなグループを作ることも検討している。	代表となる大学もしくは取組のために立ち上げるグループいずれかで応募してください。	
14	補助対象者	大学生枠は大学生が中心になって活動していればよいか。県外の大学生でもよいか。申請団体が滋賀県内に本拠を置く必要があるか。	大学生枠については、事業内容から大学生が主体的に活動すると判断できる事業を審査の中で認定するものです。大学生枠という申請項目はありません。 県外の大学生でも構いません。 滋賀県民の健康づくりのために活動いただければ、申請団体の本拠は県外でも問題ありません。	
15	補助対象者	提案可能件数が1団体につき1件となっているが、大学内の様々な団体から応募があってもよいか。大学として1つに取りまとめる必要があるか。	大学で取りまとめて1件にする必要はありません。	